

2026年7月1日版 自治体マイナポイント事業にかかる特約
(マイナポータル(アプリ/webサイト)/d払いアプリからのお申し込み)

第1条(目的)

1. 本特約は、自治体等が地域住民等に施策ポイント(第2条第2号に定義)を給付する事業(以下「本事業」といいます。)に関して、当該事業を実施する自治体等(以下「自治体等」といいます。)との間の契約に基づき、施策ポイントの付与の条件、方法等、株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ(以下「当社」といいます。)が提供する対象給付サービス(第2条第7号に定義するものをいい、以下同じとします。)を通じて申込みをされた施策申込者に対して施策ポイントを付与するサービス(以下「本サービス」といいます。)の提供を行うにあたっての基本的事項を定めることを目的とするものです。
2. 利用者は、当社が別途定める「d払いご利用規約」(以下「d払い規約」といいます。)に付随する特約として、本特約及び本特約添付の別紙の内容を承認のうえ、本特約に基づき本サービスの提供を受けるものとします。また、本サービスの提供を受けるにあたっては、本特約のほか、d払い規約、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます。)が別途定める「dアカウント規約」(以下「dアカウント規約」といいます。)、ドコモが別途定める「dポイントクラブ会員規約」(以下「dポイントクラブ会員規約」といいます。)及びこれらに付随する同意事項、ガイドライン等(ドコモが別途定める「dポイントクラブ特約」に利用者が同意している場合には当該特約も含み、以下、総称して「対象給付サービスに係る利用規約等」といいます。)が適用されるものとし、本特約と対象給付サービスに係る利用規約等が矛盾する場合には、本特約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条(定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。本条に定めのない用語の意味は、本文中に定めるとおりとします。

- (1) 「マイナンバーカード」とは、行政手続における個人を識別するための番号利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードのことをいいます。
- (2) 「施策ポイント」とは、対象給付事業者(本条第2項第8号に定義)が、対象給付サービスを通じて所定の要件で所定の利用者に付与するポイント、クーポン、現金の総称をいいます。
- (3) 「自治体等」とは、地域住民等を対象に給付事業を行う地方公共団体(複数の地方公共団体からなるコンソーシアムを含みます。)、その他サービス管理事業者が認

めた団体の総称をいいます。

- (4) 「給付サービス」とは、所定の対象者に対し、施策ポイントの付与を行うことが可能なサービス（キャッシュレス決済サービス、銀行振込（銀行その他の預貯金取扱金融機関が当該利用者の預貯金口座に対して行う振込をいい、以下同じとします。）、クーポン発行等を含みます。）をいいます。
- (5) 「サービス管理事業者」とは、自治体等が地域住民等に対して行う給付事業を支援するサービス及びシステムを提供する株式会社野村総合研究所をいいます。
- (6) 「連携給付事業者」とは、本事業に関して自治体等との間で施策ポイントの付与の委託契約を締結した事業者であって、本特約においてはドコモを指します。
- (7) 「対象給付サービス」とは、対象給付事業者が提供する給付サービスであって、施策ポイントの申込みにあたり、利用者が施策ポイントの付与を受けることを希望するものとして選択したものをいい、本特約においてはd払いを指します。
- (8) 「対象給付事業者」とは、対象給付サービスを提供する事業者をいい、本特約においては当社を指します。
- (9) 「対象給付事業者等」とは、連携給付事業者及び対象給付事業者の総称をいいます。
- (10) 「利用者」とは、マイナンバーカードの保有者のうち、自治体等が本事業について定める利用者規約（以下単に「利用者規約」といいます。）、本特約及び利用規約等に基づき、d払いを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者をいいます。
- (11) 「施策申込者」とは本サービスの申込み・登録が完了した者をいいます。
- (12) 「物品等の購入」とは、給付サービスを利用した商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることをいいます。
- (13) 「d払い」とは、d払い規約に基づき、当社が提供する決済サービスをいいます。
- (14) 「d払いアプリ」とは、当社が提供するd払いに係るアプリケーションをいいます。
- (15) 「dポイント」とは、dポイントクラブ会員規約に基づき、ドコモが「dポイントクラブ」に入会した方に対して提供するポイントをいいます。
- (16) 「dアカウント」とは、dアカウント規約に基づき、ドコモが発行するアカウントのIDをいいます。
- (17) 「マイナポータルアプリ」とは、デジタル庁が提供する本事業に係るアプリケーションをいいます。

第3条（ポイント付与の要件及び方法）

1. 利用者は、本サービスの申込期間として自治体等又は対象給付事業者等が定める期間内に、自治体等が定める利用規約及び対象給付事業者が定める申込方法に従って申込みを行い、自治体等の審査を経て、対象給付サービスの登録が完了した場合には、付与対象期間において、対象給付サービスについて自治体等が施策ポイント付与の要件として定める条件又は行為及び対象給付事業者が定める対象給付サービスの利用等の行

為（以下「対象行為等」といいます。）を行い、自治体等及び対象給付事業者等が施策ポイント付与の要件を満たしたと認めたときに、施策ポイントの付与を受けることができます。

2. 前項にかかわらず、対象給付事業者等が対象給付サービスに係る利用規約等において、別途施策ポイントの付与の追加の要件を定めた場合には、前項の要件に加え、当該要件を充たしたときに施策ポイントの付与を受けることができるものとします。
3. 第1項の付与対象期間は、各自治体等の定める期間をいいます。
4. 施策ポイントは、対象行為等に応じて自治体等又は対象給付事業者等が定める数量、割合により付与されます。ただし、対象給付事業者が設定した施策ポイントの付与の対象となる最小単位を超えた場合に付与されるものとし、自治体等又は対象給付事業者が定める上限の範囲内とします。
5. 施策ポイントの付与の方法は、対象給付サービスに係る決済手段として付与される方法、当該決済手段とは異なる決済手段として付与される方法又は施策ポイントを発行し当該施策ポイント相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法、施策ポイント相当額が引落金額を上回る場合に消費者の口座に発行した施策ポイント相当額を付与する方法、銀行振込による方法、対象給付サービスへクーポンを付与する方法、クーポンの使用による割引額を対象給付サービスへ還元する方法、その他対象給付事業者が定める方法とします。
6. 施策ポイントの付与時期は、原則として、施策ポイントの付与の対象となる対象行為等以後、対象給付事業者が定める時期とします。
7. 第三者による、自治体等への申込み、又は対象給付サービスの登録が行われた場合及び施策申込者が自治体等への申込み又は対象給付サービスの登録において誤った情報を登録することその他登録手続の不備があった場合において、自治体等及び対象給付事業者等は、当該施策申込者に対して施策ポイントを付与する義務を負わず、その他当該登録に関する責任も負わないものとします。

第4条（ポイント付与ができない場合）

1. 対象行為等が満たされた場合であっても、以下に掲げる場合には、施策ポイントの付与が行われないものとします。なお、自治体等及び対象給付事業者等は、以下に掲げる場合に該当するおそれがあると判断した場合には、施策ポイントの付与を停止し、また、取り消すことがあります。
 - (1) システム障害等により施策ポイントの付与又は対象給付サービスの提供を停止しているときに対象行為等が満たされた場合
 - (2) 対象給付サービスの ID、アカウント等（以下総称して「アカウント等」といいます。）やセキュリティコード、口座情報等が無効なものであることが判明した場合
 - (3) 対象給付サービスの登録にあたって指定した施策ポイントの数量に達している場

合（対象行為等に係る施策ポイントの付与によって当該数量を超える場合は、当該超過部分について付与が行われません。）

- (4) 施策ポイントを付与することで当該決済手段の上限額を超えてしまう場合（当該超過部分について付与が行われません。）
 - (5) 対象給付サービスの登録を行おうとする給付サービスについて既に対象給付サービスの登録（自治体等が実施する本事業のうち同一のものに係る登録に限ります。）が行われていた場合
 - (6) 第 9 条に定める非正常取引等その他本特約又は対象給付サービスに係る利用規約等に違反する取引又は行為であった場合
 - (7) 本特約及び対象サービスに係る利用規約等又は利用者規約に違反する行為があった場合
 - (8) 解除、取消等により対象行為等に係る取引が無効となった場合
 - (9) 対象給付サービスに係る加盟店が対象行為等に係る取引に関して対象給付事業者所定の期限内に売上情報を提供しない場合
 - (10) 自治体等又は対象給付事業者等が施策ポイント利用規約又は対象給付サービスの利用規約若しくは本特約その他ガイドライン等で施策ポイントの付与を行わない場合と定めている場合
 - (11) 利用者規約又は対象給付サービスの利用規約等及びこれらに付随して自治体等又は対象給付事業者等が定めるガイドライン等によって定める本事業の対象要件を満たさないことが判明した場合
2. 対象給付事業者は、前項により施策ポイントの付与が行われない場合であっても、対象給付事業者等の責めに帰すべき事由による場合を除き、これにより生じた損害について責任を負わないものとします。

第 5 条（施策ポイントの付与状況の確認）

1. 施策申込者は、付与された施策ポイントの数量・金額・割引率等、施策ポイントの付与状況に関する事項で対象給付事業者所定の事項につき、対象給付事業者所定の方法により確認することができます。
2. 施策申込者は、付与された施策ポイントの数量・金額・割引率等に誤りがあること、付与されるべき施策ポイントが付与されていないこと又は施策申込者に付与されるべき施策ポイントが第三者に付与されていることを知った場合には、直ちに対象給付事業者にその旨を申し出るものとします。この場合、対象給付事業者等は、当該申出に係る数量・金額の誤り等を認めた場合であって、当該誤り等の是正が必要と判断した場合には、速やかに数量・金額の訂正や誤って付与されたポイントの取消等の措置を講ずることができるものとします。

第6条（施策ポイントの利用等）

施策申込者は、対象給付事業者等が定める利用規約等に基づき、付与された施策ポイントを利用することができます。ただし、自治体等が別途利用することができる店舗や用途、金額等を制限した場合は、これに従うものとします。なお、利用者及び施策申込者は、自己に付与された施策ポイントに係る権利又は施策ポイントの付与を受けることができる地位を第三者に譲渡することはできません。

第7条（ポイント付与の取消）

1. 自治体等又は対象給付事業者等は、施策ポイントの付与を行った場合に、当該付与に係る取引が本サービスの適用対象外であることや自治体等への申込み若しくは施策ポイントの付与要件を満たさないことが判明したとき、又は第4条第1項各号に該当することが判明したときは、施策申込者に対する施策ポイントの付与を取り消します。また、第5条第2項後段に該当する場合には、誤って付与された施策ポイントを取り消すことがあります。
2. 前項に定めるときに、施策申込者に付与された施策ポイントが既に物品等の購入に係る決済に使用され、若しくは第三者に譲渡されていること等により取り消すことができない場合には、自治体等又は対象給付事業者等は、当該施策申込者に対し、付与された施策ポイント相当額の金銭の支払を請求することができるものとします。
3. 第1項の取消しは、自治体等、対象給付事業者等、サービス管理事業者の判断に基づき行われるものとします。ただし、当該取消しが行われたことにより、施策申込者に損害等が生じた場合であっても、自治体等、対象給付事業者等、サービス管理事業者は自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負わないものとします。
4. 施策申込者は、施策申込者が対象給付サービスに係る加盟店において、取引の取消し又は当該取引に係る物品等の返品をする場合には、使用した対象給付サービスに係る利用規約等に従うものとします。

第8条（非正常取引その他の禁止行為）

1. 利用者及び施策申込者は、以下の各号に掲げる取引（以下「非正常取引」といいます。）を行ってはならないものとします。ただし、第(1)号から第(3)号については、利用者規約に基づき法定代理人が本人に代わって登録する場合は除きます。
 - (1) 他人の給付サービスを用いて給付した結果又は金銭のチャージを実施した結果に基づいて、自己が施策ポイントの付与（対象給付サービスの登録を含みます。以下本項において同じとします。）を受け、あるいは、当該他人以外の第三者に施策ポイントの付与を受けさせること。
 - (2) 他人に付与された施策ポイントを不当に使用すること。
 - (3) 他人のマイナンバーカードを用いて施策ポイントの付与を受けること。

- (4) 架空のマイナンバーカードの利用、施策ポイントに係るシステムへのサイバー攻撃や当該システムのバグ、エラー、脆弱性を殊更に利用等することによって、施策ポイントの付与を受ける要件を満たさないにもかかわらず、施策ポイントの付与を受けること。
 - (5) 循環取引（例えば、2者が架空の商品の売買を双方で実施することで施策ポイントの付与を受ける等）や架空取引（例えば、給付サービスによる給付実施後に同額を現金で払い戻しを受け、施策ポイントの付与を受ける等）等、実態の伴わない取引又は実質的に単一の取引（例えば、他人の決済手段を用いてチャージを行った際に施策ポイントの付与を受けたが、当該チャージ分を利用して商品等を購入し再度施策ポイントの付与を受ける等）に基づいて施策ポイントの付与を受けること。
 - (6) 自治体等が定める施策ポイントの付与の要件について、事実と異なる申告をして施策ポイントの付与を受けること。
 - (7) その他自治体等が、施策ポイント制度の趣旨に照らして不当であると判断した方法により施策ポイントの付与を受け、又は使用すること。
2. 利用者及び施策申込者は、前項に定める取引のほか、以下の各号に定める取引又は行為を行ってはならないものとします。ただし、第(1)号及び第(2)号については、利用者規約に基づき法定代理人の決済手段に登録する場合は除きます。
 - (1) 他人の決済手段や口座等を対象給付サービスとして登録すること。
 - (2) 施策ポイントの付与を受けることができる地位について、第三者に譲渡、移転、その他の処分をすること。
 - (3) 自治体等、サービス管理事業者及び対象給付事業者等が運営するシステム等への不正アクセス、本給付事業に関するシステム等に過度な負荷をかける行為その他本事業の運営を妨害し、又は妨害するおそれのある行為
 - (4) その他前各号に準じる行為
 3. 前二項の定めに違反した場合は、自治体等又は対象給付事業者等は、何らの通知又は催告を行うことなく、施策ポイントの付与の取消し、当該施策申込者に付与された施策ポイントすべての取消し及び当該施策申込者の施策ポイントの付与を受けることができる資格の取消しを行うことができるものとします。また、自治体等又は対象給付事業者等は、対象給付サービスに係る利用規約等に基づき、対象給付サービスの利用停止、会員資格等の取消しその他対象給付事業者等が定める措置を行うことがあります。
 4. 非正常取引及び第2項に定める取引若しくは行為やそのおそれが生じたこと、利用規約等若しくは本特約に違反する行為又は施策申込者の責めに帰すべき事由により、自治体等、対象給付事業者等、サービス管理事業者その他第三者に損害が生じた場合には、施策申込者は、当該損害額に相当する金額を賠償するものとします。

第9条（取引等の調査等）

対象給付事業者等は、自治体等への申込み、施策ポイントの付与要件、対象給付サービスの登録要件を満たさないおそれがあると判断した場合、非正常取引若しくは前条第 2 項に定める取引や行為が行われたおそれがあると判断した場合、又は、施策ポイントの不正若しくは不適切な利用が行われたおそれがあると判断した場合（以下、これらの場合に該当すると判断された取引及び行為を「非正常取引等」と総称します。）に、当該申込みや取引等を行った利用者及び施策申込者について、施策ポイントの付与、使用状況や対象給付サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他非正常取引等の判断に必要な情報を調査します。この場合、利用者及び施策申込者は、対象給付事業者等が利用者及び施策申込者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により非正常取引等の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、対象給付事業者等からの問い合わせに応じること、各要件の存否や非正常取引等を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象給付事業者等による調査に対して必要な協力を行うものとし、なお、利用者及び施策申込者は、本条の調査に係る情報を自治体等と対象給付事業者等が各要件や非正常取引等の調査、判断のために、互いに提供することに同意するものとし、

第 10 条（非正常取引等におけるサービス管理事業者等への届出・通知等）

利用者及び施策申込者は、非正常取引等があると対象給付事業者等が判断した場合、対象給付事業者等が自治体等及びサービス管理事業者等に、以下の各号に掲げる事項及びこれに関する資料を届け出ること、並びに届け出された情報が個人関連情報として自治体等、サービス管理事業者、対象給付事業者等の加盟店及びそれらの委託先に対して、施策ポイントの付与等本事業の遂行、非正常取引等の対象者の特定及び非正常取引等の防止のために提供されることに同意します。

- (1) 非正常取引等を行った日時、当該取引等の内容
- (2) 当該利用者及び施策申込者の対象給付サービスの利用履歴、問合せ履歴、非正常取引等に関する情報
- (3) 非正常取引等があると判断した理由に関する情報
- (4) 非正常取引等を行った利用者及び施策申込者への対応の内容
- (5) 非正常取引等を行った利用者及び施策申込者について過去に対象給付事業者等が取得した情報その他の関連情報の調査
- (6) 非正常取引等を行った会員についての過去の問合せ等の履歴の調査
- (7) その他、非正常取引等に関して前条に基づく調査により取得した情報

第 11 条（利用停止等）

1. 対象給付事業者は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者及び施策申込者に対して何らの通知又は催告を行うことなく、施策ポイントの付与の停止若しくは対象給付サービスの提供の全部又は一部の停止又は中断をすることができるものと

します。

- (1) サービス管理事業者又は自治体等が運営するシステム等の不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本サービス又は対象給付サービスの提供ができない場合
 - (2) 地震、落雷、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービス又は対象給付サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 施策ポイントの付与又は対象給付サービスに係るシステム等の点検又は保守作業を行う場合
 - (4) サービス管理事業者又は自治体等及び対象給付事業者等が第 4 条 1 項各号に掲げる場合に該当する、又は該当するおそれがあると判断した場合
 - (5) その他対象給付事業者等が本サービス又は対象給付サービスの提供の停止又は中断が必要であると判断した場合
 - (6) サービス管理事業者又は自治体等が本事業の実施を停止、又は中断した場合
2. 対象給付事業者等は、前項に基づく本サービス若しくは対象給付サービスの提供の停止又は中断により利用者及び施策申込者に生じた損害について、対象給付事業者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第 12 条（免責）

1. 第三者がマイナンバーカードを利用して本サービスの申込みを行った場合には、当該申込みに基づく本サービス利用の登録は、当該マイナンバーカードに係る本人による登録とみなし、当該申込みを行った者による対象給付サービスの利用等により当該マイナンバーカードに係る本人に損害が生じた場合においても、対象給付事業者等、サービス管理事業者及び自治体等は責任を負わないものとします。
2. 対象給付事業者等の加盟店、他の連携給付事業者及びその加盟店、サービス管理事業者並びに自治体等、対象給付事業者以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた利用者及び施策申込者の損害について、対象給付事業者等は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（本特約の改定）

1. 利用者及び施策申込者は、本サービスが自治体等の給付事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更又は具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを承諾するものとします。
2. 対象給付事業者は、本サービスの対象期間中に、必要に応じて、本特約及び本サービスの内容を変更できるものとします。また、本特約及び本サービスの内容の変更は、WEB サイト上への公表その他対象給付事業者所定の変更手続を履践した場合に効力を生ずるものとします。

第 14 条 (情報提供)

1. 利用者及び施策申込者は、対象給付事業者等が第 1 号記載の目的を達成するために必要な範囲で、第 2 号記載の個人情報を取扱うことに同意します。
 - (1) 利用目的
 - ① 本事業の運営、本サービス及び対象給付サービスを提供するため
 - ② 非正常取引等の検知、予防及び非正常取引等が行われた場合の処理を行うため
 - ③ 本事業及び本サービスに関する通知、案内等を行うため
 - ④ 利用者及び施策申込者からの問合せ等に対して適切に対応するため
 - ⑤ 自治体等に対する、本事業の精算業務のため
 - (2) 個人情報の項目
 - ① 氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス
 - ② 対象給付サービスに係るアカウント等の ID 等アカウント等を特定する情報
(現金振込の場合、口座情報を含みます。)
 - ③ 対象給付サービスの利用履歴、当該決済手段の残高等アカウントの利用状況
 - ④ 本事業を特定するための番号、本事業のために利用者及び施策申込者に付与される ID、付与された施策ポイントの額その他の本サービスに係る利用状況
 - ⑤ 第 9 条に基づく調査等により取得した情報
2. 利用者及び施策申込者は、対象給付事業者等がサービス管理事業者、自治体等、対象給付事業者等の加盟店及びそれらの委託先に対して本事業の実施、非正常取引等の対象者の特定及び非正常取引等の防止のために、前項第 2 号及び第 10 条各号に定める事項について提供すること及びこれらの者からこれらの目的で利用者及び施策申込者の個人情報及び個人関連情報(本事業を特定するための番号、本事業のために利用者及び施策申込者に付与される ID 等、利用者及び施策申込者の取引を特定するための ID 等、施策ポイントの付与履歴等)を取得し、個人データとして利用することに同意します。
3. 対象給付事業者等は、第 1 項第 1 号の目的に係る業務を第三者に委託する場合、当該委託に基づき同項第 2 号の個人情報を当該委託先に提供することがあります。
4. 前各項に定めるほか、本サービスに関する個人情報が、対象給付事業者等が定める対象給付サービスに係る利用規約等及び両社が別途公表する「NTT ドコモ・フィナンシャルグループ プライバシーポリシー」及び「NTT ドコモプライバシーポリシー」に従い取り扱われることがあります。

第 15 条 (本特約に定めのない事項等)

本特約に規定のない事項及び付与された施策ポイントについては、対象給付サービスに

係る利用規約等によるものとします。

第 16 条（問い合わせ先）

本サービスに係る問い合わせ、苦情等は、対象給付事業者が利用規約等又はウェブサイト等に定める問い合わせ先に対して行うものとします。

附則（2023年10月13日）

本特約は、2023年10月16日から実施します。

附則（2023年12月13日）

この改定特約は、2023年12月14日から実施します。

附則（2024年4月15日）

この改定特約は、2024年4月15日から実施します。

附則（2025年8月26日）

この改定特約は、2025年8月26日から実施します。

附則（2026年5月8日）

1. この改定規約は、2026年7月1日から実施します。
2. 2026年7月1日をもって、会社分割による承継により、本サービスの提供主体はドコモから当社に変更し、当該承継日以前に成立した、本特約に基づく契約上の地位はドコモから当社に対して移転します。ただし、本サービスは、当社がドコモと提携のうへで提供するため、本サービスのうち、d払いアプリやd払いの決済機能等の提供は当社が、施策ポイントの付与、施策ポイントの管理及び自治体等との連携に関する事項はドコモが、それぞれ行います。

(別紙) 対象給付事業者が定める事項

1. 本特約第 3 条第 1 項及び第 5 項に定める「申込期間」「申込方法」「施策ポイント付与の方法」及び施策ポイント付与の詳細については、以下のとおりとします。
 - (1) 本サービスの申込期間：各自治体等の定めによる。
 - (2) 申込方法：d 払いアプリ又はマイナポータルアプリから必要事項を入力など
 - (3) 施策ポイント付与の方法と対象行為：
d 払いアプリ又はマイナポータルアプリからのポイント振替申請に応じて直接、施策ポイントを付与する方法（直接型付与）：各自治体等が定める要件、行為に加え、当社が定める要件により、d ポイントを付与。
2. 本特約第 3 条第 4 項に定める施策ポイント付与の最小単位及び付与される施策ポイントの数量又は割合は、各自治体等の定めによります。ただし、1 ポイント未満の施策ポイントは付与時に切り捨てるものとします。
3. 本特約第 3 条第 5 項に定める有効期間は、以下のとおりとします。
d ポイントを受け取った日から、当社及び各自治体等所定の期間。
4. 本特約第 3 条第 6 項に定める施策ポイントの付与時期は、以下のとおりとします。
ただし、システムの運用等の影響やその他事情等により付与時期が前後する場合があります。
d 払いアプリ又はマイナポータルアプリからのポイント振替申請に応じて直接、施策ポイントを付与する方法（直接型付与）：ポイント振替申請が完了した後、即時に付与。
※一部のキャンペーンにおいて、申し込み後、各自治体等での審査が必要となるものがございます。
5. 本特約第 5 条第 1 項の「施策ポイントの利用状況に関する事項で対象給付事業者所定の事項」及び「対象給付事業者所定の方法」は、以下のとおりとします。
 - ・ 対象給付事業者所定の事項：付与された施策ポイント（d ポイント）数及び付与された日時
 - ・ 対象給付事業者所定の方法：d 払いアプリ又はドコモが別途提供する d ポイントク

ラブサイト<<https://dpoint.jp/index.html>>上での確認

6. 特約第 13 条第 2 項に定める対象給付事業者所定の変更手続は、d 払い規約に基づく変更手続に従うものとします。
7. 利用者及び施策申込者が d 払いを選択して本サービスを申し込んだ後、d アカウントの ID、パスワード等 d 払いを利用するために必要となる情報が不正に利用され、又は携帯端末等を盗難・紛失等した場合には、d 払い規約及び d アカウント規約の定めに従うものとします。ただし、マイナンバーカードやパスワードの盗難・紛失等については、別途自治体等の定めに従ってください。
8. 本特約第 16 条に定めるお問い合わせは、以下のお問合せ先にて承ります。
d 払いお問合せダイヤル
0570-018-360（有料）
受付時間：24 時間・年中無休
※午後 8 時～午前 9 時については、ドコモの回線をお持ちのお客さまの「利用停止」のみの受付となります。